

イ 義援物資

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）において、発災時、被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト（以下「受入希望リスト」という。）及び送り先を非常本部等や報道機関を通じて国民に公表し、現地の需給状況を勘案し、受入希望リストを逐次改定するよう努めることとされていた。また、国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うこととされていた。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の義援物資の受入れの教訓として、食料や衣類等を1つの箱に詰め込んだ小口で混載の支援物資は、現場で仕分け等に手間がかかるなど、現地の受入れにおいて混乱に拍車がかかったことから、支援物資については、被災地外の集積拠点を活用して仕分けを行うなど、被災地外ですぐに使える状態にしておくことが必要であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきであり、一方、被災地外の地方公共団体等においては、ボランティア等の協力を得つつ、混載物資の内容物を分別する体制を構築すべきであるとされている。</p>	<p>図表2-(5)-イ①</p> <p>図表2-(5)-イ②</p> <p>図表2-(5)-イ③</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>平成24年9月の防災基本計画の修正において、国及び地方公共団体は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努めることが追加された。</p>	<p>図表2-(5)-イ①（再掲）</p>
<p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体における義援物資の受入れに関する検討状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における受入希望リストに関する地域防災計画への記載状況をみると、受入希望リストを作成することなどを記載しているものが14都道府県（48.3%）及び45市町（26.8%）となっている。記載していない15都道府県（51.7%）及び123市町（73.2%）の中には、希望する義援物資を公表したとしても、必要十分な種類及び量の義援物資が速やかに送られてくることは期待できず、避難者のニーズに合わせた配布は困難であるとして、義援物資の受入れを制限するとしているものが5都道府県（17.2%）及び22市町（13.1%）みられた。</p>	<p>図表2-(5)-イ④</p>
<p>実地調査した29都道府県及び168市町では、義援物資の受入れに関して、i) 受入れを想定していない義援物資や小口・混載の義援物資への対応に苦慮することが想定される、ii) 被災地のニーズとのマッチングが困難である、iii) 大規模災害発生時には地方公共団体単独での受入れは困難であるなどの課題を挙げている。</p>	<p>図表2-(5)-イ⑤</p>

<p>これらのことから、地方公共団体からは、国に対し、i) 小口・混載の義援物資を送らないよう周知してほしい、ii) 義援物資受入れの指針等を策定してほしい、iii) 広域的な受入体制を構築してほしいなどの意見・要望が聴かれた。さらに、義援物資の受入れに関し、東日本大震災時の被災地方公共団体や他の地方公共団体における取組事例等の情報提供を求める意見・要望も聴かれた。</p> <p>内閣府では、地方公共団体が義援物資をどこまで受け入れるかについて国が示すことは、義援物資の送り手側の理念にも関係するものであり難しいが、被災地へ義援物資を送る前に被災地外での仕分けが必要である等の問題は認識しており、今後、義援物資の取扱いについて、関係省庁とともに、検討していきたいとしている。</p>	<p>図表 2-(5)-イ-⑥</p>
---	---------------------

図表2-(5)-イ-① 防災基本計画等における義援物資に関する規定

区分	東日本大震災前	東日本大震災後
防災基本計画	<p>第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係 (平成24年9月新設)</p> <p>第2章 災害応急対策 第12節 自発的支援の受入れ 2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ ○ 被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p>	<p>第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 6 物資の調達，供給活動関係</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策 第10節 自発的支援の受入れ 2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ ○ 被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。 ○ 国及び被災地域外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。 ○ 国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する<u>など、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u>(平成24年9月修正)</p>
消防庁防災業務計画	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第5章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 7 物資等の調達・供給活動の実施 (2) 義援物資の受入れ <u>政府本部及び関係省庁との連携を図りつつ、被災地において受入れを希望するもの及び希望しないもの等の情報を被災地方公共団体又は消防庁現地本部等から収集し、 広報を行う。</u> <u>また、被災地以外の地方公共団体に対し</u></p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置 第1編 基本対策編 第4章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 7 物資等の調達・供給活動の実施 (2) 義援物資の受入れ <u>義援物資の受入れについて、被災地方公共団体及び関係団体等と連携しつつ、必要に応じ、被災地以外の地方公共団体に対しその内容を周知するとともに、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携を図りつつ、住民からの問合せ及び支</u></p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>その内容を周知するとともに、住民からの問合せ及び支援の申出等に適切に対応するよう依頼する。</p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</p> <p>第7章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 6 物資等の調達・供給活動 (2) 義援物資の受入れ 義援物資への適切な対応を行うため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないもの等に関する情報の整理と広報の方法、義援物資の仕訳と配給方法などについて定めること。</p>	<p>援の申出等に適切に対応するよう依頼する。（平成24年2月及び11月修正）</p> <p>第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準 第1編 基本対策編 第7章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 6 物資等の調達、供給活動 (2) 義援物資の受入れ （同左）</p>
厚生労働省防災業務計画	<p>第2編 災害応急対策 第4章 福祉に係る対策 第7節 救援物資及び義援金の受入れ 1 被災都道府県・市町村は、国民、企業からの救援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。 2 厚生労働省社会・援護局は、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設ける等の支援を行う。</p>	<p>第2編 災害応急対策 第4章 福祉に係る対策 第7節 救援物資及び義援金の受入れ （同左）</p>

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。厚生労働省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年7月に修正された同計画の記載によった。

2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2-（5）-イ-② 東日本大震災における義援物資の受入れに関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料や衣類等を1つの箱に詰め込んだ小口で混載の支援物資は、現場で仕分け等に手間がかかるなど、現地の受入れにおいて混乱に拍車がかかった。 ○ 支援物資については、被災地外の集積拠点を活用して仕分けを行うなど、被災地外ですぐに使える状態にしておくことが必要である。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人からの物資は、小口で混載もあり、開封・仕分けに膨大な労力が必要であった。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人から義援物資として提供された古着は仕分けに時間を要することや、ニーズが低いことから、古着を取り扱う民間会社を活用し、義援金として役立てた。 ○ 需要をはるかに上回る支援物資の提供があり、さばききれない物資の劣化や消費期限切れが生じたことから、ニーズを把握する仕組みの早期確立、余った物資の義援金化や提供者による回収などについての改善が必要である。

福 島 県	○ 国、地方公共団体等以外の個人等から送られた義援物資が小口・混載であることからその仕分け・管理に多大の労力を要した。また、当該義援物資は、避難者のニーズを把握した上で送付されたものではないことなどから、結果的に余剰在庫となり保管に苦慮した。
-------	---

- (注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。
2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (5) - イ - ③ 防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日）（義援物資関係抜粋）

<p>第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援 (略)</p> <p>③ 被災地への物資の円滑な供給</p> <p>○ 個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。一方、被災地外の地方公共団体等において、ボランティア等の協力を得つつ混載物資の内容物を分別する体制を構築すべきである。また、その旨を国民に広く広報すべきである。</p>

図表 2 - (5) - イ - ④ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における受入希望リストに関する地域防災計画への記載状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	記 載	未記載		計
			うち義援物資の受入れを制限しているもの	
都道府県	14 (48.3)	15 (51.7)	5 (17.2)	29 (100)
市 町	45 (26.8)	123 (73.2)	22 (13.1)	168 (100)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - イ - ⑤ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における義援物資の受入れに関する主な課題

類 型	内 容
受入れを想定していない義援物資や小口混載の義援物資への対応に苦慮	○ 個人からの義援物資は対応に労力、時間等がかかることから受け付けないこととしており、発災当初にはその旨の広報を行う方針であるが、それでも持ち込まれ、対応に苦慮することが予想される。
	○ 発災時には、混乱防止のため、「個人が直接送る義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表することとしたが、それでも個人から義援物資が直接送付されることが予想されるので、その場合の対応が課題である。
	○ 多くの小口物品や衣料品等が送られた場合、集積等が難しくなる上、結果的に不要となり処分が必要となるなどの課題がある。
被災地のニーズとのマッチングが困難	○ 義援物資の受入れに当たって、災害時の混乱の中で、被災地のニーズとのマッチングに必要な情報を得ることが難しい。
	○ 被災地のニーズの変化のスピードに受入れ側がついていけず、ニーズのミスマッチが起きてしまい、義援物資が効果的に活用できないケースも起こる場合もあるため、義援物資の受入れについては、被災状況に応じて実施する必要がある。
	○ 被災地域のニーズを的確に把握し、必要な物資を必要な時期に仕分け、配分することは難しく、どのように調整するかが課題である。東日本大震災においても、市民や企業から寄せられた物資の中に、被災地に送付しても消費・使用できないと思われる

類 型	内 容
	ものがあり、処理に苦慮したケースがあった。
大規模災害時には地方公共団体単独での受入れは困難	○ 仮に市内全域が被災するような大規模災害が発生し、大量の義援物資が必要となった場合、小規模な市の組織で義援物資を管理することは極めて困難である。 ○ 大規模広域災害発生時は、被災地方公共団体では情報収集などへの対応が優先され、義援物資の受入れ等の調整が困難である。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - イ - ⑥ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における義援物資の受入れに関する国への主な意見・要望

類 型	内 容
小口・混載の義援物資を送らないよう周知	○ 義援物資は最終手段と考えており、発災当初は断る方針であるが、一方的な送り付けなどに対応することが困難であるため、義援物資の提供は、被災地の状況、要請に基づき行うべきものであることを、周知徹底してほしい。 ○ 国が、各被災地における義援物資の細かなニーズまで公表することは困難と思われるが、ニーズに合わない物資が大量に送付されることのないよう、義援物資の送付に当たっての一般的な注意事項を全国的に周知してほしい。 ○ 個人の義援物資はその整理に人員を割かれてしまうため、原則受け付けないこととしたいが、一般市民に実情が理解されず苦情となることがある。被災地方公共団体の能力を考慮し、個人は、義援物資ではなく義援金で援助すべきとの啓発を普段からマスコミ報道等で行ってほしい。 ○ 被災時に小口・混載の義援物資が送られても、その仕分けはできず、物資拠点等の現場に負担をかけ混乱を招く。今後、被災地支援に対する在り方等について、市民への啓発が必要であり、国においても国民への啓発を要望する。
義援物資受入れの指針等の策定	○ 受入れに際しては、広域的な視点から都道府県との調整・連携が必要になることから、大規模災害時における義援物資の受入れなどに関して全国的な統一指針を作成し、それに基づいて、関係機関等が連携、協力する仕組みを検討してほしい。 ○ 東日本大震災時に、市民からの義援物資を受け付けて被災地に送付した際に、①様々な物が混載されており、仕分けに多大な時間と手間を要した、②被災地のニーズと合致しない物が梱包されており、取扱いに困ったなどの状況がみられた。このため、個人からの義援物資を受け入れる場合の全国的、統一的な仕組み、ルール、指針、考え方等参考となるものを作成してほしい。 ○ 東日本大震災時には義援物資が昼夜を問わず送られてきたことから、消防団が一週間泊まり込みで夜間も仕分けを行うなど負担が大きかったため、義援物資を送る際のルールを国で定めてほしい。
広域的な受入体制の構築	○ 東日本大震災を含め過去に発生した災害において、被災地方公共団体に義援物資が届いても仕分け等はできず、単に物資拠点等の現場に負担を掛け、結局は廃棄されることが発生しており、被災地としては辞退せざるを得ないと考える。被災地外で義援物資の受入れ、仕分け等を行い、被災地方公共団体の要請に合わせて供給するような被災地に負担を掛けない体制を構築してほしい。 ○ 大規模災害発生時には義援物資の提供に関する問合せが殺到することが想定され、効率よく物資の受入れ・提供ができるか不安がある。大規模災害発生時における全国的な義援物資の提供・受入れ支援体制（システム）を構築してほしい。
被災地方公共団体等の取組事例等の情報提供	○ 義援物資の受入れに関するノウハウがなく、東日本大震災における教訓やノウハウを生かすため、被災地での義援物資の受入れに関する事例を情報提供してほしい。 ○ 国において、義援物資の受入れに関するマニュアルを作成している他の地方公共団体の例や、マニュアルのひな形などを示してもらえれば、地方公共団体においてマニ

類 型	内 容
	<p data-bbox="408 241 954 271">マニュアルをスムーズに作成できるのではないか。</p> <p data-bbox="379 282 1433 472">○ 義援物資を受け入れた経験がないため、検討すべき事項がよく分からず検討が進んでいない。このため、義援物資の受入れに係る地方公共団体向けの質疑応答集やマニュアル等を示してもらいたい。また、作成に当たっては、義援物資の受入経験がありノウハウを持っている被災地方公共団体の意見やアドバイスを反映してもらい、実情に合うものとしてほしい。</p> <p data-bbox="379 483 1433 674">○ 東日本大震災を受けて、義援物資の受入れに関する対応策等を情報提供してほしい。特に、東日本大震災時には、被災地へ送付する義援物資の受付を行ったが、市民への周知方法について苦慮したことから、市が所有する媒体で、円滑かつ有効に周知できる方法があったのではないかと考えており、支援を行った他の地方公共団体の周知方法の例を提示してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。